

「はんしん年金定期」説明書

1. 商品名	・はんしん年金定期(スーパー定期)						
2. 取扱対象	・国民年金・厚生年金・共済年金の公的年金を当金庫でお受取りになられている個人の方。 ・当金庫で公的年金の「指定替え届」または「年金請求書」の代行手続きを完了された方。 ・基金・企業年金から支払われる年金は対象外とさせていただきます。						
3. 期間	・定型方式 1年 ・自動継続(元金継続)のみの取扱いとなります。						
4. 預入	(1)預入方法	・一括預入					
	(2)預入金額	・1,000円以上500万円以下(お1人さま500万円まで)					
	(3)預入単位	・1円単位					
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。						
6. 利息	(1)適用金利	・1年 0.250%(税引後 年0.199%) ・満期日(自動継続日)以降も、「はんしん年金定期」の金利で継続されます。(金利は毎年見直しをします。) ただし、公的年金が当金庫で受給されている期間に限らせていただきます。 ・店頭表示金利については、店頭備え付けの金利表示ディスプレイまたは当金庫ホームページをご覧ください。 【当金庫ホームページアドレス https://www.hanshin-ca.co.jp 】					
	(2)利払方法	・お利息は満期日以後に一括して支払います。					
	(3)計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算					
7. 税金	・お利息には復興特別所得税が追加課税され、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)が適用されます。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)						
8. 取扱期間	・令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)						
9. 付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。 ・「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乘せした利率)						
10. 中途解約時の取扱い	<p>・下記の期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">預入期間 \ 約定期間</th> <th style="text-align: center;">1年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6ヶ月以上1年未満</td> <td style="text-align: center;">約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・期限前解約利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、解約日における普通預金利率を適用します。</p>	預入期間 \ 約定期間	1年	6ヶ月未満	解約日における普通預金利率	6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%
預入期間 \ 約定期間	1年						
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率						
6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%						
11. 苦情処理措置	・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話:0120-8040-19)にお申し出ください。						
12. 紛争解決措置	<p>・愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記の弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>						
13. その他参考となる事項	<p>・お1人さま1金融機関あたり、決済用預金を除く他の預金と合算して、元本1,000万円までとのお利息が預金保険制度により保護されます。</p> <p>・本説明書以外の取扱いにつきましては、「定期預金共通規定」「自由金利型定期預金(M型)規定」によりお取扱いします。</p> <p>・本定期預金は、年金受取指定店舗でのみお取扱いできます。 【ご注意ください】年金受給口座を他金融機関に変更される場合など、当金庫で年金受給されなくなった場合は継続停止となります。</p> <p>・金融情勢により預金金利が変更となる場合がございます。</p>						